

令和 2 年

大和市議会第 2 回定例会議案書

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| 報告第 8号 令和元年度大和市継続費繰越計算書について | 1 |
| 報告第 9号 令和元年度大和市繰越明許費繰越計算書について | 3 |
| 報告第10号 令和元年度大和市事故繰越し繰越計算書について | 7 |
| 議案第24号 大和市一般職の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例について | 9 |
| 議案第25号 大和市歩きスマホの防止に関する条例について | 13 |
| 議案第26号 大和市介護保険条例の一部を改正する条例について | 17 |
| 議案第27号 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について | 19 |
| 議案第28号 物品購入契約の締結について | 21 |
| 議案第29号 物品購入契約の締結について | 22 |
| 議案第30号 令和2年度大和市一般会計補正予算（第3号） （別冊のとおり。） | |

報告第8号

令和元年度大和市継続費繰越計算書について

令和元年度大和市継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別記のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

令和元年度大和市継続費繰越計算書

| 会計区分 | 款 | 項 | 事業名 | 継続費の総額 | 令和元年度継続費予算現額 | | |
|------|--------|---------|----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | | | | | 予算計上額 | 前年度 通次 繰越額 | 計 |
| 一般会計 | 8 土木費 | 4 都市計画費 | 街区公園等整備事業 | 円 149,600,000 | 円 28,000,000 | 円 0 | 円 28,000,000 |
| | 10 教育費 | 2 小学校費 | 大野原小学校防音設備整備事業 | 87,373,000 | 34,949,000 | 0 | 34,949,000 |

| 支出済額及び 支出見込額 | 残 額 | 翌年度 通次 繰越額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|---------|------------|--------|
| | | | 繰越金 | 特 定 財 源 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 |
| 円 26,700,000 | 円 1,300,000 | 円 1,300,000 | 円 1,300,000 | 円 0 | 円 0 | 円 0 |
| 0 | 34,949,000 | 34,949,000 | 8,749,000 | 0 | 26,200,000 | 0 |

報告第9号

令和元年度大和市繰越明許費繰越計算書について

令和元年度大和市繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別記のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

令和元年度大和市繰越明許費繰越計算書

| 会計区分 | 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 |
|----------------|-----------|-----------|-------------------------|------------------|-----------------|
| 一般会計 | 2 総務費 | 1 総務管理費 | プレミアム付商品券発行事業 | 円 179,659,000 | 円 36,123,000 |
| | | | 街頭防犯カメラ整備事業 | 51,233,000 | 32,841,000 |
| | 6 農林費 | 1 農業費 | 農業近代化等支援事業 | 7,836,000 | 5,030,000 |
| | 7 商工費 | 1 商工費 | 企業活動促進支援事業 | 15,000,000 | 15,000,000 |
| | 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 道路ストック修繕事業 | 45,870,000 | 45,870,000 |
| | | | 交差点改良事業(県道丸子中山茅ヶ崎線整備関連) | 37,740,000 | 35,213,000 |
| | | 4 都市計画費 | 中央林間駅周辺まちづくり事業 | 53,674,000 | 53,673,000 |
| | 10 教育費 | 2 小学校費 | 小学校大規模改修事業 | 156,200,000 | 156,200,000 |
| | | 3 中学校費 | 中学校大規模改修事業 | 72,864,000 | 72,864,000 |
| | 下水道事業特別会計 | 1 総務費 | 2 新設改良費 | 中部下水処理場改築・更新事業 | 1,037,937,000 |
| 北部下水処理場改築・更新事業 | | | | 754,024,000 | 754,024,000 |

| 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|---------------|---------------|-------------|-------|------------|
| 既 収 入 特定財源 | 未 収 入 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 0 | 21,191,000 | 0 | 0 | 14,932,000 |
| 0 | 0 | 24,600,000 | 0 | 8,241,000 |
| 0 | 3,597,000 | 0 | 0 | 1,433,000 |
| 0 | 15,000,000 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 15,235,000 | 27,500,000 | 0 | 3,135,000 |
| 0 | 0 | 31,600,000 | 0 | 3,613,000 |
| 0 | 0 | 39,300,000 | 0 | 14,373,000 |
| 0 | 29,961,000 | 98,400,000 | 0 | 27,839,000 |
| 0 | 12,011,000 | 46,400,000 | 0 | 14,453,000 |
| 0 | 471,883,000 | 565,900,000 | 0 | 154,000 |
| 0 | 361,925,000 | 391,800,000 | 0 | 299,000 |

報告第10号

令和元年度大和市事故繰越し繰越計算書について

令和元年度大和市事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別記のとおり報告する。

令和2年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

令和元年度大和市事故繰越し繰越計算書

| 会計区分 | 款 | 項 | 事業名 | 支出負担 行為額 | 翌年度 繰越額 |
|---------------|--------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 一般会計 | 10 教育費 | 2 小学校費 | 中央林間小学校増築 事業 | 円 38,613,300 | 円 30,213,300 |
| 下水道事業 特別会計 | 1 総務費 | 2 新設改良費 | 雨水管整備事業 | 111,400,000 | 111,400,000 |

| 左の財源内訳 | | | | | 説明 |
|-------------|------------|-----------------|--------|----------------|---|
| 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 | |
| | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 円 0 | 円 0 | 円 22,600,000 | 円 0 | 円 7,613,300 | 既存校舎と増築校舎をつなぐ 渡り廊下を設置することに伴 い、既存校舎の耐震診断の必 要性が再度生じたため、年度 内の事業完了が困難となり繰 り越したもの |
| 0 | 41,500,000 | 66,400,000 | 0 | 3,500,000 | 工事中に支障物件を発見し、 関係機関との調整に時間を要 したことに伴い、作業不可能 期間が生じたため、年度内の 事業完了が困難となり繰り越 したもの |

議案第24号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業従事手当の特例を定めたい必要による。

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「又は感染症の」を「若しくはその」に改め、「輸送又は」の次に「感染症による」を加える。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項に見出しとして「(大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業従事手当の特例)

- 3 第13条第2項の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者（以下「患者等」という。）の救護、治療、看護若しくは消毒、新型コロナウイルス感染症による死者の輸送又は新型コロナウイルス感染症による病毒汚染物品の消毒に従事したときは、その防疫作業従事手当の額は、日額3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、日額4,000円）とする。
- 4 第13条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事した職員に、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、その手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、日額3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、日額4,000円）とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年1月27日から適用する。
(防疫作業従事手当の内払)
- 2 改正後の条例附則第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第13条第2項の規定に基づき支

給した防疫作業従事手当は、改正後の条例附則第3項の規定に基づく防疫作業従事手当の内払とみなす。

議案第25号

大和市歩きスマホの防止に関する条例について

大和市歩きスマホの防止に関する条例を次のように定める。

令和2年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場を確保するため、歩きスマホの防止について基本的事項を定めたい必要による。

大和市歩きスマホの防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歩きスマホが交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所における歩きスマホの防止について基本的事項を定めることにより、歩きスマホの防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図り、もって安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 市内の道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供される場所（室内及びこれに準じる場所を除く。）をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、在勤し、若しくは在学し、又は市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- (4) スマホ等 スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれらに類する物をいう。
- (5) 歩きスマホ スマホ等の画面を注視しながら歩行することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、歩きスマホの防止に関する意識啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する歩きスマホの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(歩きスマホの禁止)

第5条 何人も、公共の場所において歩きスマホを行ってはならない。

- 2 何人も、公共の場所におけるスマホ等の操作は、他者の通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければならない。

(施策)

第6条 市は、市民等及び事業者と連携し、歩きスマホの防止に関する情報の収集、啓発活動その他必要な施策を実施する。

(財政上の措置)

第7条 市は、歩きスマホの防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第26号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例について

大和市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、保険料の減免に係る申請期限の特例を定める改正等を行いたい必要による。

大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事由により当該期限までに申請することができないと認められる場合に限り、当該期限を経過した後においても申請することができる。

第13条第1項ただし書中「同法第317条の2第1項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第2項中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用料金の改定を行いたい必要による。

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2、2 大和市生涯学習センター市民交流ラウンジ利用料金の上限額の表市民交流ラウンジの項中「2時間」を「1時間」に改め、同表備考中「要しないものとし」を「要さず」に、「受けてから2時間の利用時間」を「受けるもの」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第28号

物品購入契約の締結について

学校給食調理用備品の購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市中心二丁目1番20号
株式会社m a s e
代表取締役 満 瀬 貞 司
- 3 契約金額 66,550,000円
- 4 納入場所 大和市深見西七丁目5番2号
大和市立北部学校給食共同調理場ほか7か所

令和2年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

学校給食調理用備品を購入したい必要による。

議案第29号

物品購入契約の締結について

令和2年度市立中学校普通教室用プロジェクタ等備品の購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 東京都台東区柳橋一丁目13番3号
株式会社システムエンジニアリング
代表取締役 田 口 純
- 3 契約金額 44,139,700円
- 4 納入場所 大和市つきみ野三丁目5番地1
大和市立つきみ野中学校ほか8校

令和2年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

令和2年度市立中学校普通教室用プロジェクタ等備品を購入したい必要による。